

知ろう!学ぼう!
考えよう!

公民資料

わたしたちの生活と税



神奈川県庁



神奈川県立生命の星・地球博物館



神奈川県立がんセンター



県の鳥(かもめ)



県の木(いちよう)



県の花(やまゆり)



(写真提供: JAXA/NASA)

目次

税とのかかわり..... 1	公共事業に使われる税金..... 6
なぜ税が必要なのだろう..... 2	社会保障に使われる税金..... 7
税はどのように決められるのだろう... 2	歳入～国や神奈川県収入～..... 8
税はどのように納められているのだろう... 3	日本の財政の現状について考えてみよう..... 9
税の公平性について考えてみよう... 3	わたしたちの将来と税について考えてみよう①..... 9
歳出～国や神奈川県支出～ 4	わたしたちの将来と税について考えてみよう②... 10
教育に使われる税金..... 5	

◆ 税とのかかわり

わたしたちは一日の中で、 こんなに税とかがわっています。

中学生の皆さんも、税とはいろいろなところでかかっています。税は、わたしたちが健康で豊かな生活を送るために、一日の暮らしの中のさまざまな場面で使われています。

税についてよく知ることは、わたしたちのよりよい暮らしを、わたしたち自身が考えていくためにとても大切なことです。



通学

学校へ安全に通うための道路や信号などに。



授業

学校など教育施設の建設や、机・椅子・教科書の購入に。



勉強のあと就寝

安心な夜、日々の安全を守る警察や消防に。



夕食

安全な食品を作るための農業・漁業の支援に。



部活動

大会やコンクールなどが行われる競技場や公会堂などの施設づくりに。

税はわたしたちの生活を支えています。

【税の歴史を振り返ってみよう】

そ ちょう よう 「租・調・庸」

飛鳥時代、701年に完成した大宝律令では、租・調・庸という税のしくみができました。租は男女の農民に課税され、税率は収穫の約3%でした。調は布や絹などの諸国の特産物を納める税、庸は労役の代わりに布を納める税でした。ちなみに調と庸は男子のみに課税され、農民の手で都に運ばれました。

「太閤検地」

安土桃山時代、全国統一を成し遂げた豊臣秀吉は、全国の土地調査を行い、農地の面積だけでなく、土地の良し悪しや農地の収穫高などを調べて農民に年貢を納めさせるようにしました。

「地租改正」

明治時代、政府は歳入の安定化をはかるため、租税制度の改革に着手し、1873年(明治6年)には、地租改正を実施しました。地価の3%を地租として現金で納めるようにしました。

それぞれの時代では、誰が納めていたのかな？
集められた税はどのように使われていたのだろう？



◆なぜ税が必要なのだろう

国や地方公共団体では、わたしたちが健康で豊かな生活を送るためにさまざまな公共サービスや公共施設を提供しています。

例えば、毎日利用している通学路を考えてみましょう。道路や信号がなければ、わたしたちは安全に通学できません。また、企業などの経済活動にも支障をきたします。

一方で、道路をつくったり信号を設置したりするには、たくさんの費用がかかります。

このように、すべての国民に必要な公共サービスや公共施設を提供するために、国や地方公共団体が、その費用を税という形で集めているのです。

◆税はどのように決められるのだろう

国民の義務



日本国憲法第30条

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」

税は、国を維持し、発展させていくために欠かせないものです。憲法でも、税を納めること（納税）は**国民の義務**と定めています。この**納税の義務**は、**勤労の義務**、**教育を受けさせる義務**とならんで**国民の三大義務**の一つとされています。

租税法律主義～国民主権のもとでの税～



日本国憲法第84条

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、
法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」



国会
(写真提供：衆議院)

民主主義国家である日本では、税に関する法律は国会によって定められています。

選挙で選ばれた国民の代表者（国会議員）が、国会で話し合って税の集め方や使い道を決めているのです。



神奈川県議会（議場）
(写真提供：神奈川県議会)

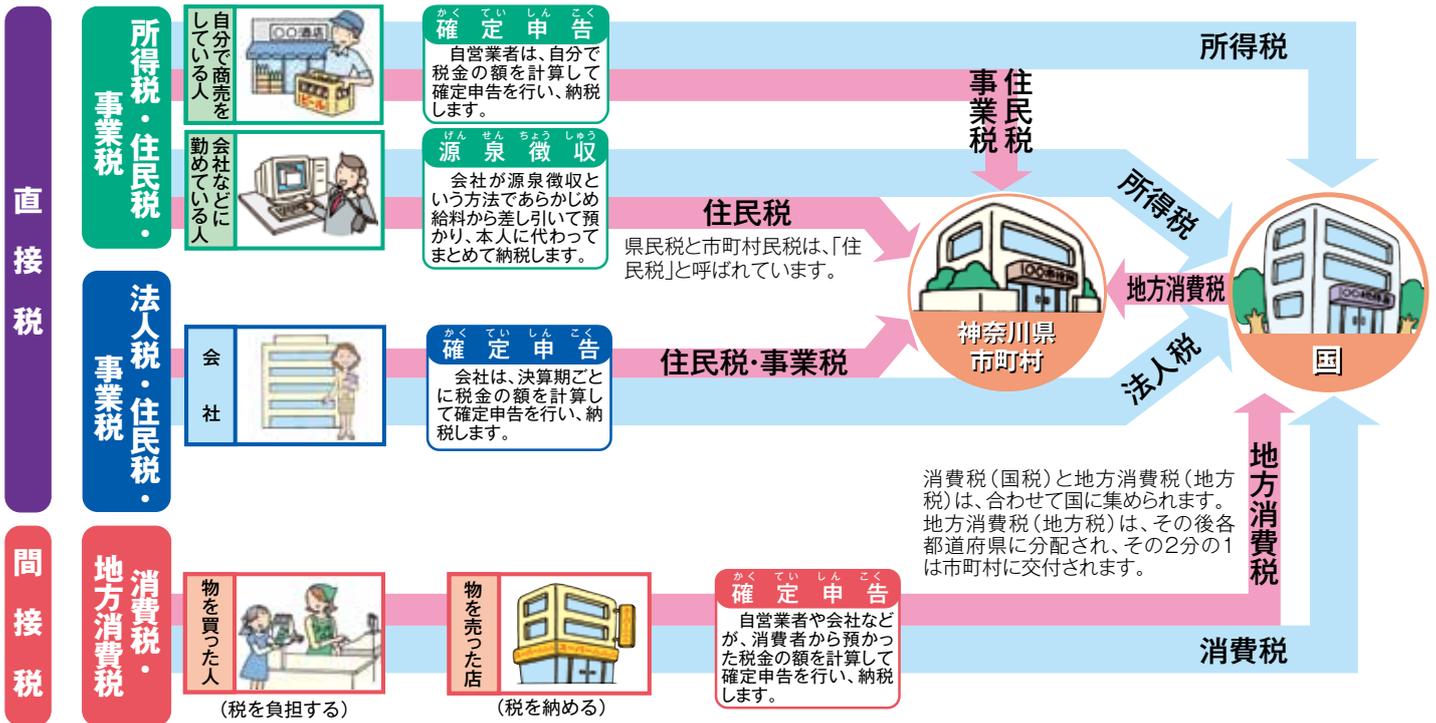
地方公共団体の税である地方税も同様に、地方議会が定める条例で決められています。

国を支える税を、一人一人が、責任をもって負担すること、集まった税の使い道についての考えを、選挙などを通じて伝えていくことが大切なんだね。



◆ 税はどのように納められているのだろう

税の種類と納め方を見てみよう



税の分類を見てみよう

納め方	納める先	国 税	
		道 府 県 税	市 町 村 税
直接税 (税を納める人と負担する人が一致する税)	所得税、法人税、相続税、贈与税 など	県民税、事業税、自動車税 など	市町村民税、固定資産税、軽自動車税 など
間接税 (税を納める人と負担する人が異なる税)	消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税 など	地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税 など	市町村たばこ税、入湯税 など

◆ 税の公平性について考えてみよう

【ワーク】

みなさんの住むまちには、家が4軒あり、川が流れています。橋が壊れているので、行き来するには、渡し船を使っていますが、雨で増水した時は運航できず、不便でした。今回、住民のみなさんの希望により橋を修繕することになりました。修繕する費用は200万円かかります。

もし、4軒の家で費用を負担する場合は、費用をどのようにして集めたらいいでしょうか。

	各家の所得金額	橋の使用回数	負担する金額
A家	1,000万円	月10回	
B家	600万円	月10回	
C家	300万円	月10回	
D家	100万円	月10回	

総額200万円

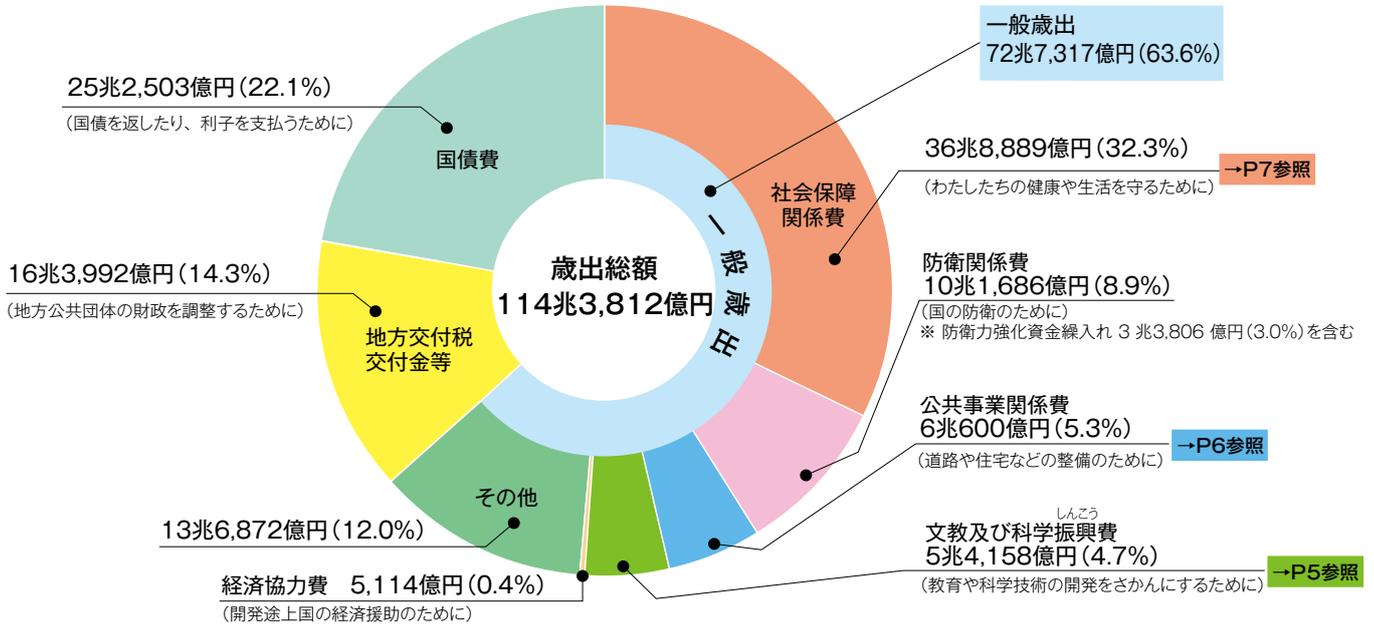


◆ 歳出 ～国や神奈川県 of 支出～

国や県の1年間（4月から翌年3月まで）の支出のことを「歳出」といいます。
 国や神奈川県の歳出の内訳はどのようになっているのでしょうか。

国の一般会計歳出 内訳 国は日本に住むすべての人のために税金を使っています。

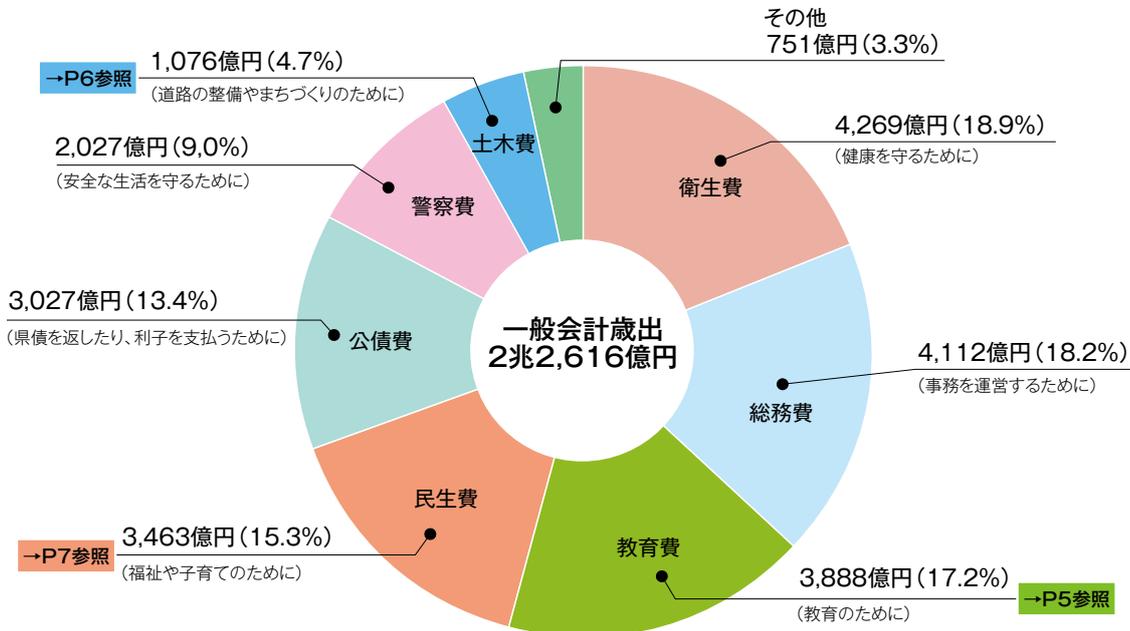
歳出総額のうち、**社会保障関係費**が約3分の1を占め、次に**国債費**が続いています。（令和5年度当初予算）



神奈川県の一般会計歳出 内訳 県は県民の生活を充実させるために税金を使っています。

歳出総額のうち、**教育費**は約2割を占めています。

（令和5年度当初予算）



【財政】

豆知識 1

国や地方公共団体は、集めた税金を管理し、さまざまな公共サービスや公共施設の提供のためなどに使っています。このような経済活動のことを財政といいます。

【財政の役割】

豆知識 2

財政には、①等しく公共サービスや公共施設を提供する「資源の配分」機能、②所得の多い人には大きい負担を、少ない人には小さい負担をしてもらうことで所得の開きを縮める「所得の再配分」機能、③景気のよいときは増税などで景気を抑制し、景気の悪いときは減税や公共事業の歳出を増やすことで景気を上向けるようにする「景気の調整」機能があります。

◆ 教育に使われる税金

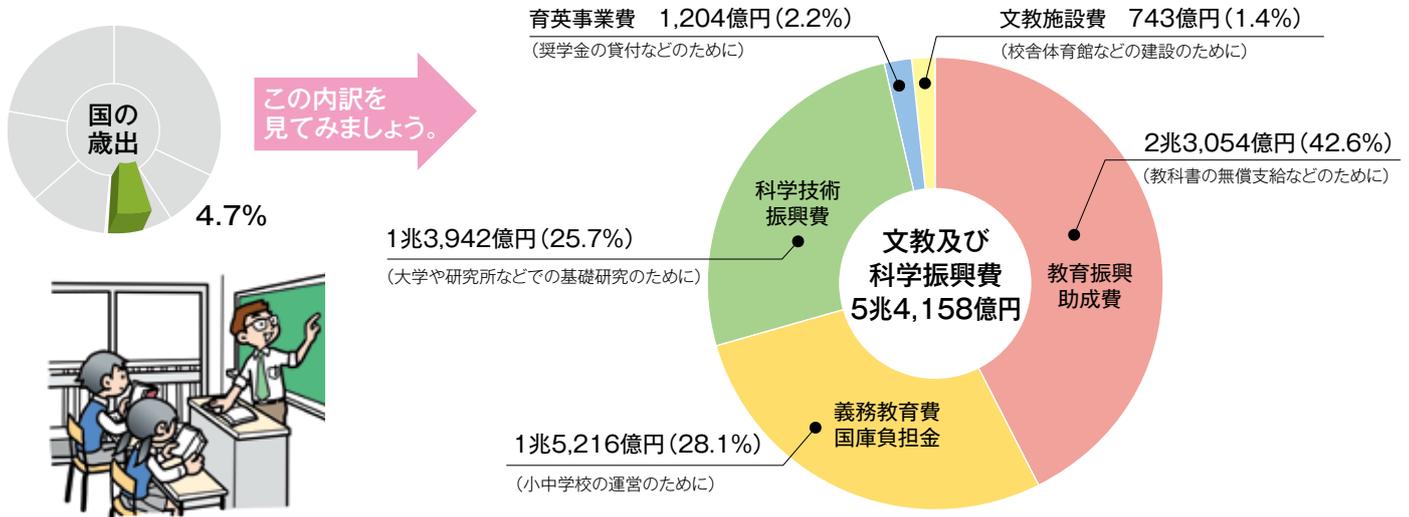
わたしたちの教育にも、税金は使われています。

国の文教及び科学振興費

総額 5兆4,158億円

(令和5年度当初予算)

国の文教及び科学振興費のうち、教科書の無償支給などや義務教育である小中学校のために、この予算全体の約7割が使われています。

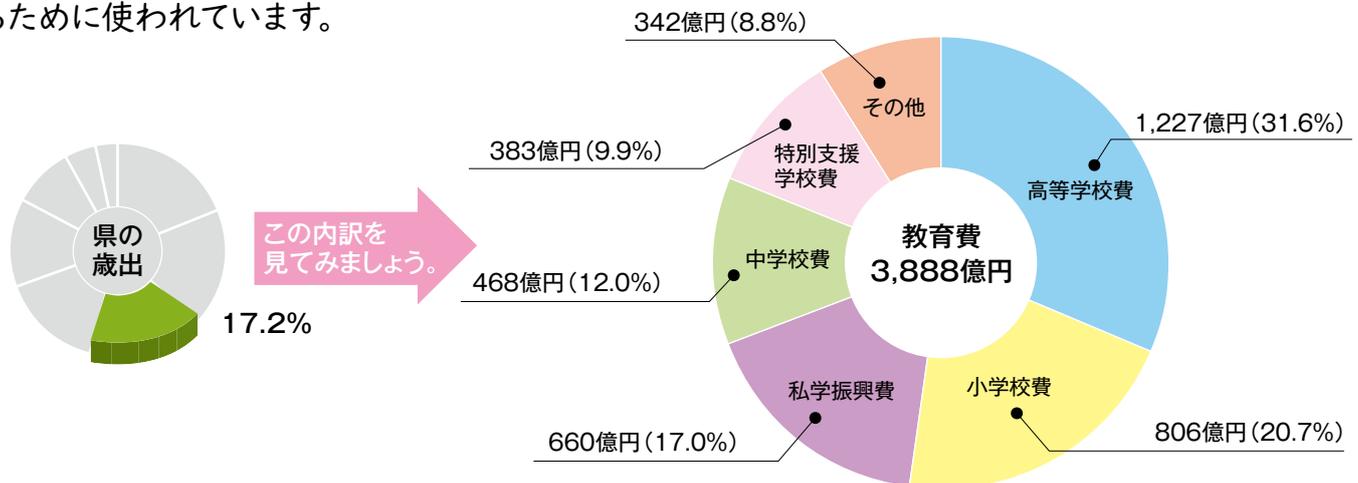


神奈川県教育費

総額 3,888億円

(令和5年度当初予算)

神奈川県教育費は、歳出総額の約2割を占めています。そのうち12.0%が、中学校を運営するために使われています。



豆知識 3

【児童・生徒一人当たり、どれくらいの税金？】

一人当たり、小学校6年間で約585.0万円、中学校3年間で約336.6万円、高等学校3年間で約318.9万円、12年間合計で約1,240.5万円の税金が使われています。



豆知識 4

【高等学校等就学支援金制度】

授業料の全額又は一部を学校設置者に支給することで、各家庭の経済的負担を軽減する制度です。

世帯の所得によって高校等(国立・公立・私立を問いません。)の授業料を支援しています。

詳細は文部科学省のホームページに掲載されています。

◆ 公共事業に使われる税金

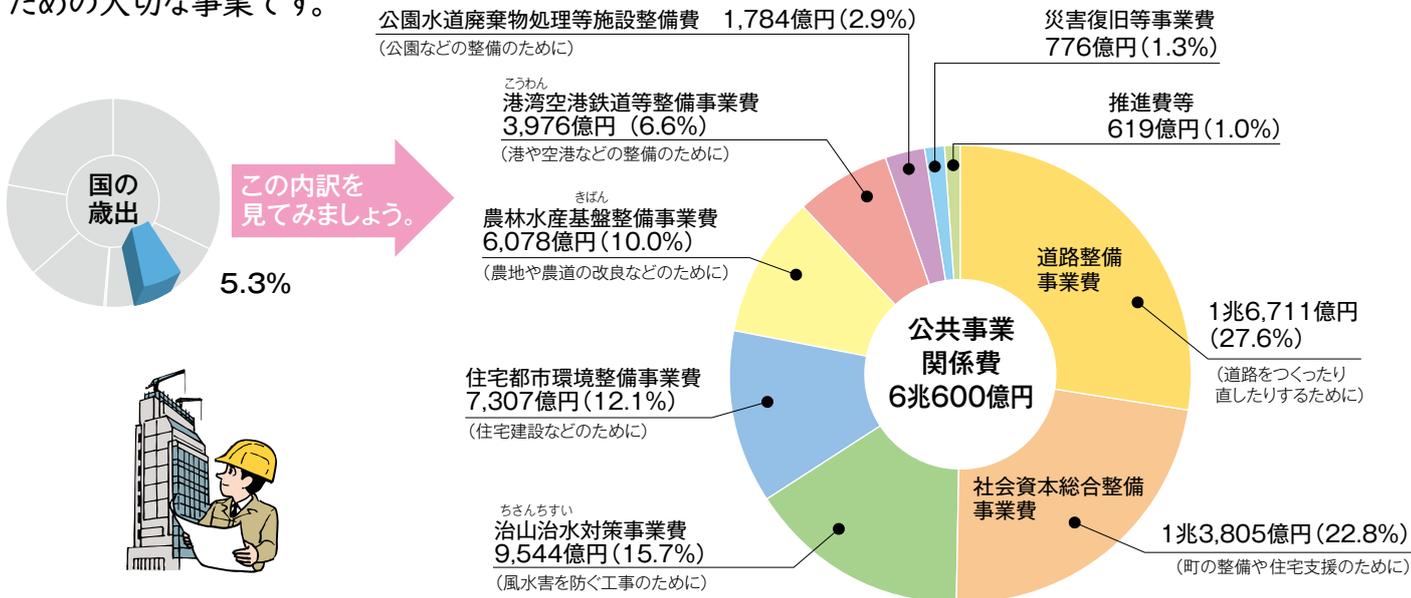
豊かな生活環境をつくるためにも、税金は使われています。

国の公共事業関係費

総額 6兆600億円

(令和5年度当初予算)

現在の交通社会を支える道路をはじめ、下水道や公園などの公共施設を社会資本（インフラストラクチャー）といいます。これらの社会資本を整備することは、わたしたちが暮らしやすい環境を実現するための大切な事業です。

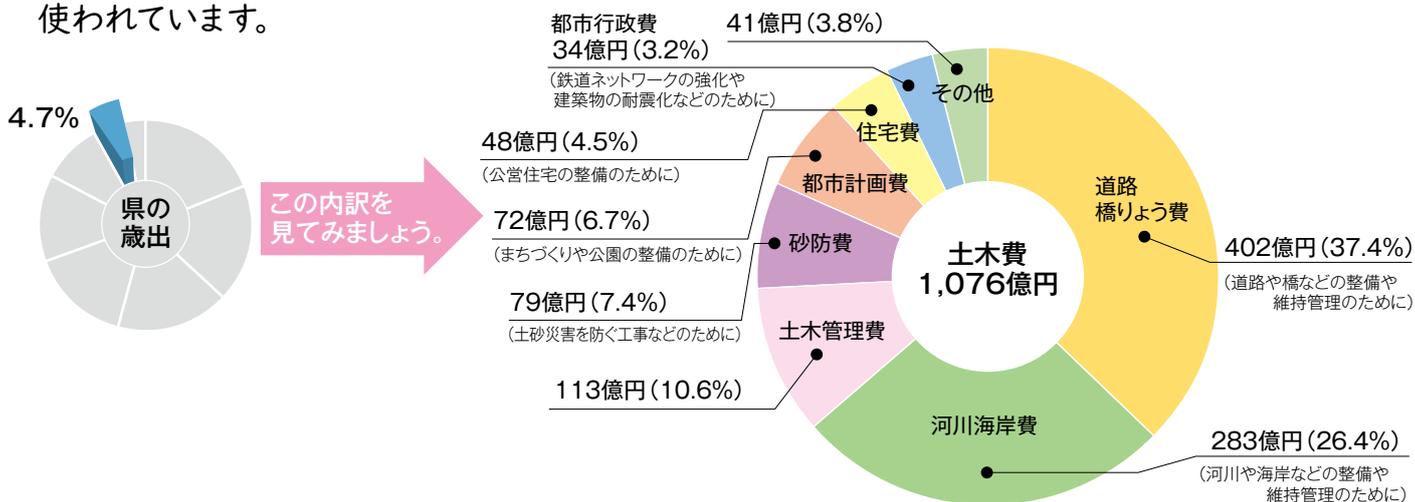


神奈川県土木費

総額 1,076億円

(令和5年度当初予算)

土木費は、道路や河川や公園などの整備を進めるとともに、施設の維持管理や災害対策、バリアフリー化への対応など、すべての人が安全で、安心して暮らせる生活環境をつくるために使われています。



【自然災害からの復旧】 台風などの自然災害で被害が出た道路、河川、砂防など、施設の復旧にも税金は使われています。

・令和元年東日本台風で護岸が崩壊した狩川（南足柄市）



令和元年10月



令和2年9月

◆ 社会保障に使われる税金

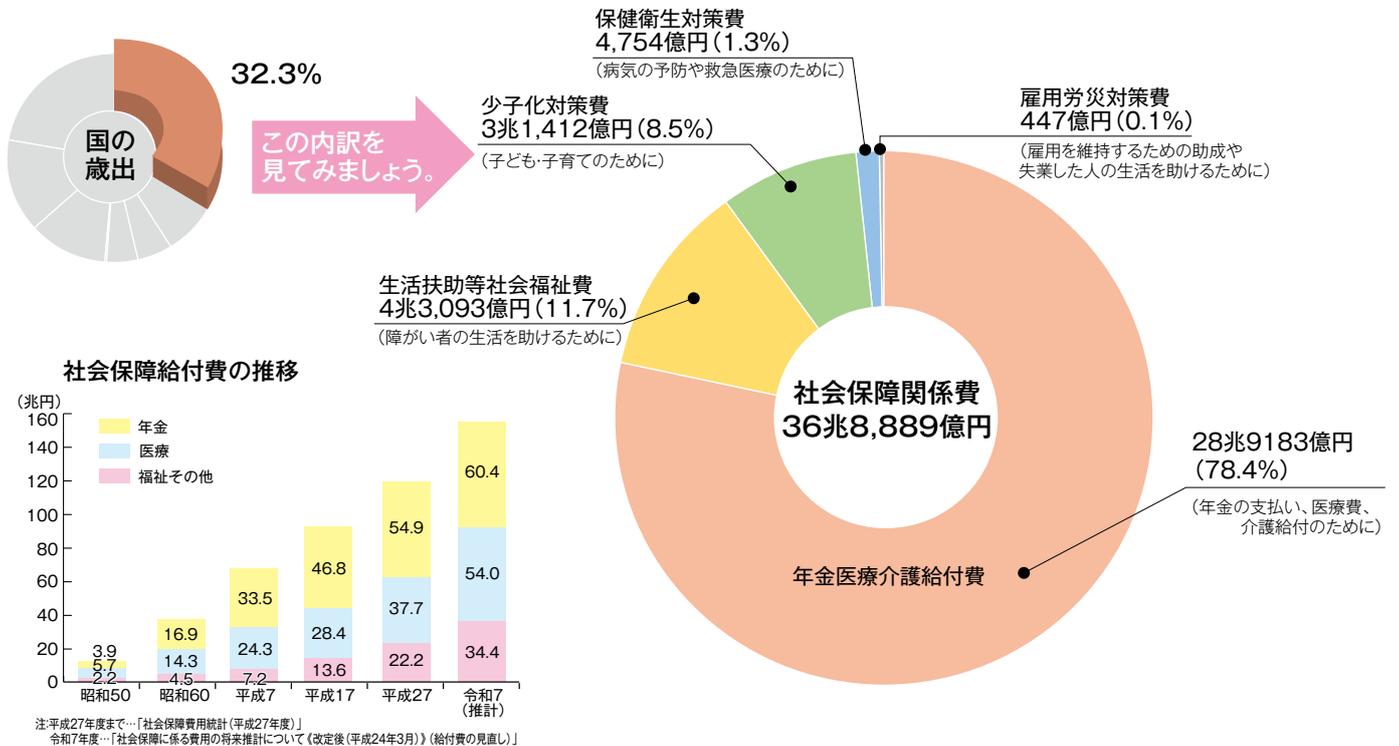
社会保障制度の充実のためにも、税金は使われています。

国の社会保障関係費

総額 36兆8,889億円

(令和5年度当初予算)

社会保障関係費は、国の歳出総額でも特に高い割合を占めています。なかでも、年金の支払い、医療費や介護給付費にこの予算全体の約8割が使われています。

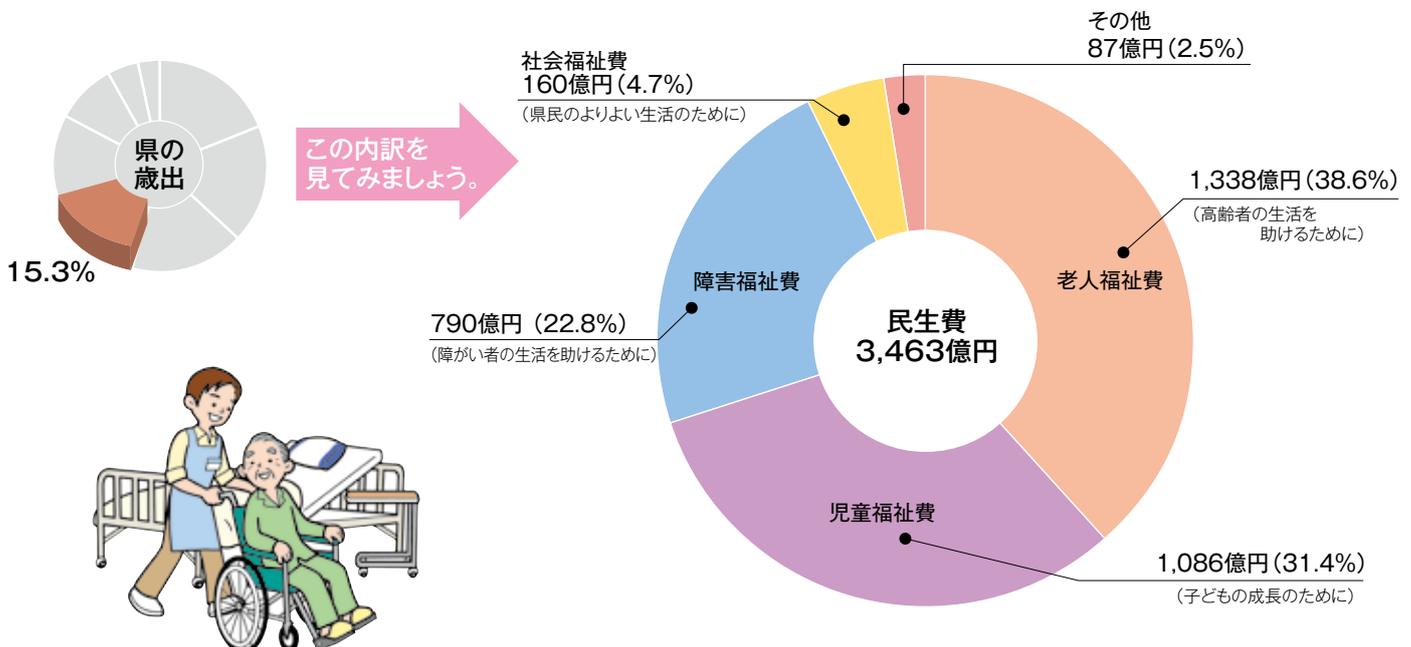


神奈川県の民生費(福祉関係費)

総額 3,463億円

(令和5年度当初予算)

民生費は、少子高齢化への対応など、県民にとって、より安心して暮らしやすい社会をつくるために使われています。



◆ 歳入 ～国や神奈川県収入～

国や県の1年間（4月から翌年3月まで）の収入のことを「歳入」といいます。

国や神奈川県の歳入の内訳はどのようになっているのでしょうか。

収入は税金だけではないんだね。

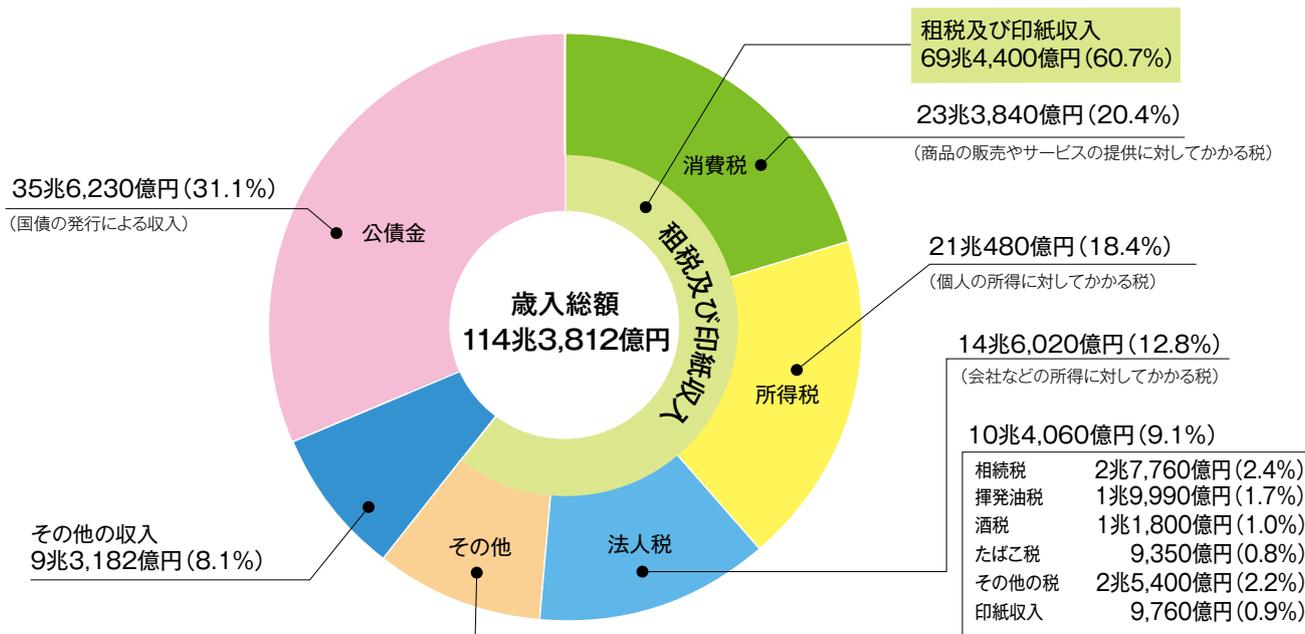


国の一般会計歳入 内訳

国の収入の60.7%が税金です。

（令和5年度当初予算）

歳入総額の内訳をしてみると、収でまかなわれているのは約6割（「租税及び印紙収入」）で、約3割は、将来世代の負担になる借金（公債金）で補っています。

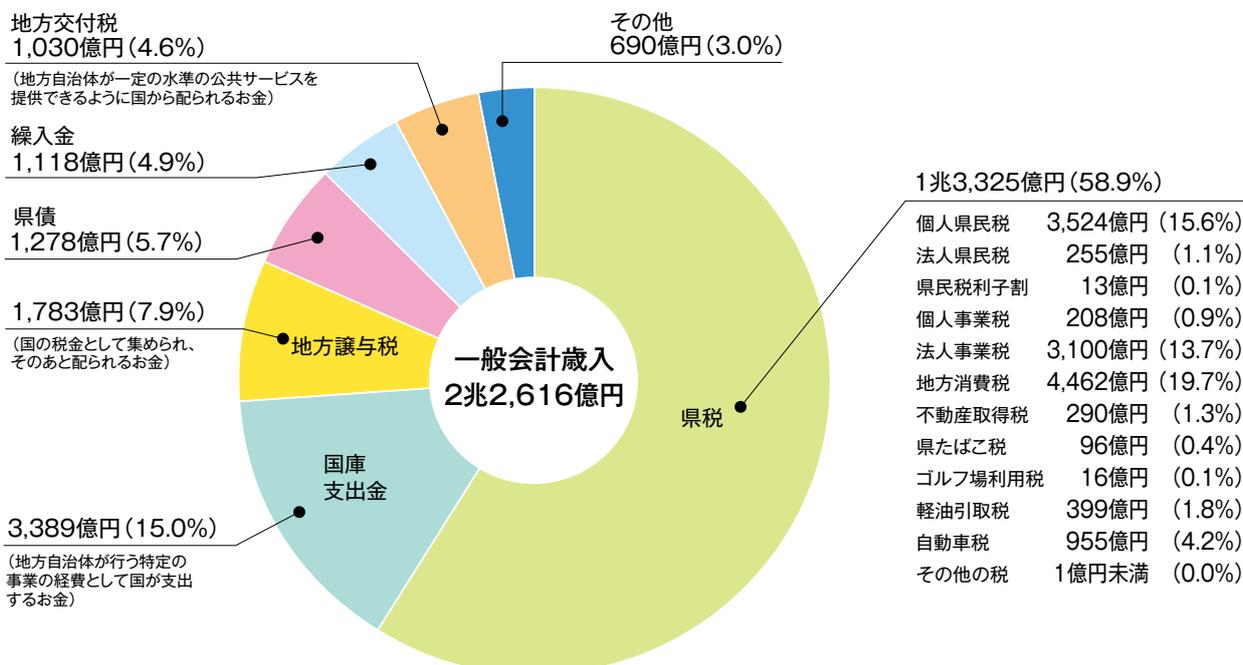


神奈川県の一般会計歳入 内訳

神奈川県の収入の58.9%が県税です。

（令和5年度当初予算）

個人や企業などが納める県税が約6割を占めています。しかし、県税収入だけでは財源を十分に確保できていない状況にあります。



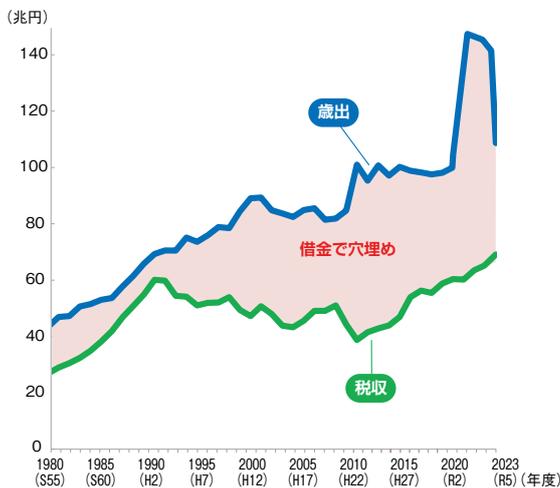
◆ 日本の財政の現状について考えてみよう

日本では、歳出が税収を上回る深刻な財政赤字が続き〔図1〕、公債（国民などからの借金）の発行残高が年々増加しています〔図2〕。国の令和5年度の予算では、一般会計歳入の31.1%、金額にして約36兆円を国債の発行による収入に頼っています。

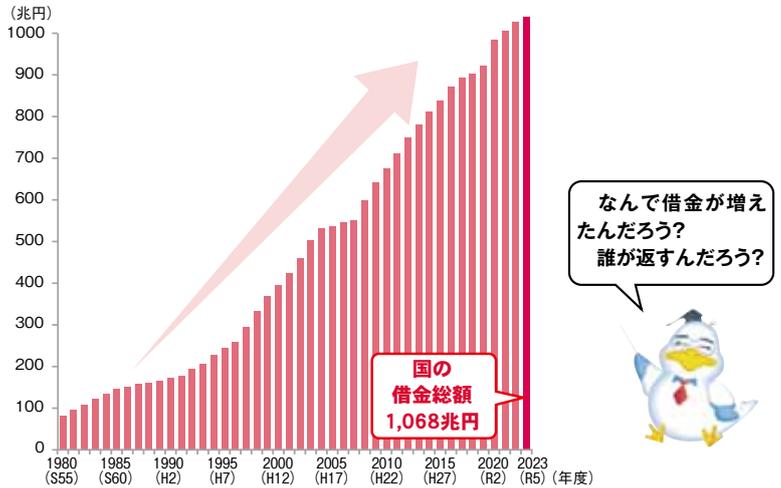
この国債は毎年発行されています。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症に対応するため多額の予算が計上され、不足するお金を賄うための国債の発行額も増加しました。

令和5年度末には公債残高が1,068兆円にも膨れ上がると見込まれており、現在の国民だけでなく、将来の国民にとっても大きな負担となります。

〔図1〕 歳出と税収の推移



〔図2〕 国の借金総額の推移



※財務省「これからの日本のために財政を考える（令和5年4月）」、財務省主計局「我が国の財政事情 令和5年度予算政府案（令和4年12月）」をもとに作成

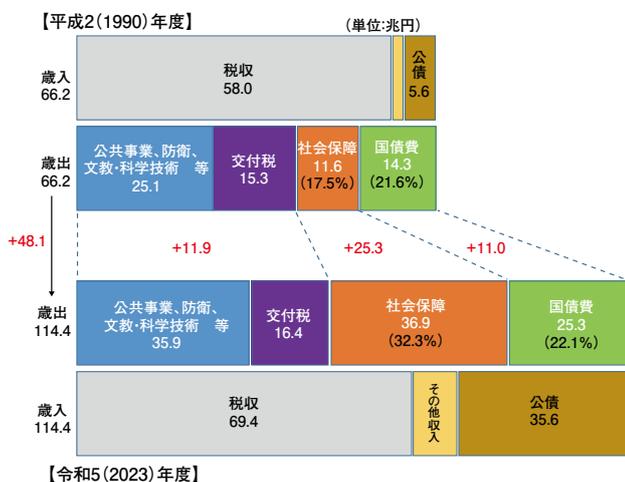
◆ わたしたちの将来と税について考えてみよう①

財政構造の変化と税負担

【ワーク】

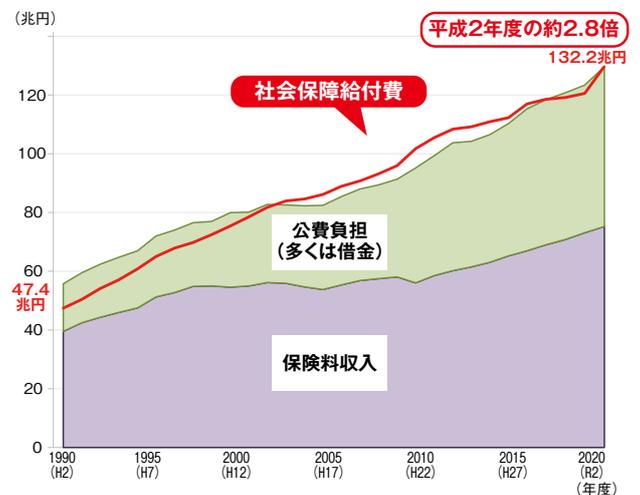
次の〔図3〕財政構造の変化・〔図4〕社会保障給付費の増加のグラフを読み取り、どのような課題に直面しているか考えてみましょう。

〔図3〕 財政構造の変化



※財務省「日本の財政関係資料（令和5年4月）」をもとに作成

〔図4〕 社会保障給付費の増加



【考察のヒント】

歳入・歳出の中で変化の大きい部分と小さい部分に着目してみよう〔図3〕。社会保障給付費の総額の変化はもちろん、給付費と保険料収入との関係など細かな変化にも着目してみよう〔図4〕。

◆ わたしたちの将来と税について考えてみよう②

少子高齢化・人口減少社会

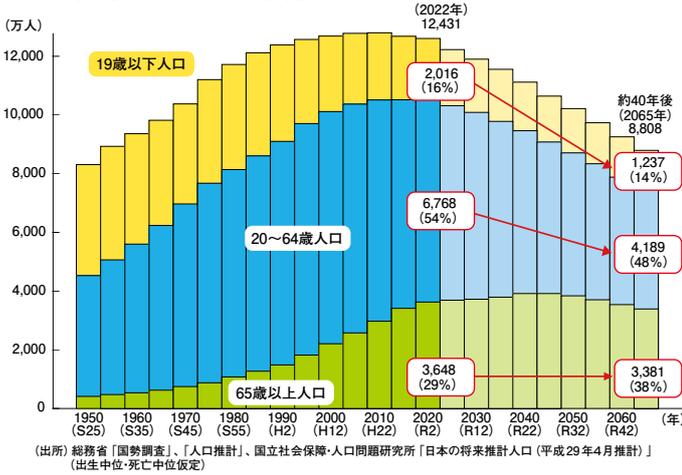
〔図5〕の各年齢別のグラフの形に着目してみよう。
2種類のグラフを合わせて考えられると
さらに読み取る力がアップするよ。



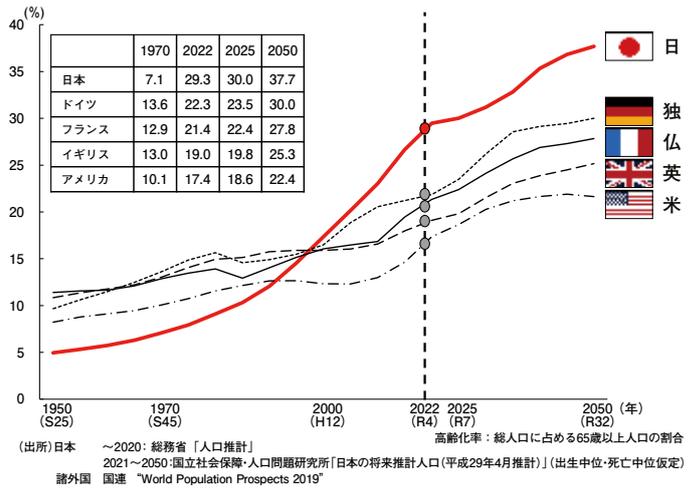
【ワーク】

次の〔図5〕少子高齢化の進行・〔図6〕高齢化率の国際比較のグラフを読み取り、9ページまでの内容をふまえて、今後懸念されることは何か考えてみましょう。

〔図5〕 少子高齢化の進行



〔図6〕 高齢化率の国際比較



【考察のヒント】

65歳以上人口とその他の年齢人口の変化に着目してみよう〔図5〕。平成12年(2000年)以降の日本の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)に着目してみよう〔図6〕。

持続可能な社会

税は、社会の成り立ちと密接に関係しており、わたしたちの生活に深くかかわっています。

少子高齢化・人口減少の進行や公債残高の増加による厳しい財政状況をふまえ、どのような社会づくりをしていくかは、わたしたちみんなで考えていくべき課題です。

歳出面の改革や公債に依存する歳入構造をどうすべきか、「持続可能な社会」をつくり出すために、税の果たす役割を正しく理解し、税のあり方を考えることは、将来の日本の姿を考えることにつながるのです。



税についてのホームページのご紹介

インターネットでも税に関するさまざまな情報を提供しています。児童・生徒向けに、国税庁ホームページでは「税の学習コーナー」を設けており、税に関するクイズやビデオライブラリーもご利用いただけます。

神奈川県のホームページ「県税便利帳」でも県税のあらましなどをご覧いただけます。

〈国税庁ホームページ〉



〈県税便利帳〉



(注)ホームページの画面は令和5年4月現在のものです。

パソコン・スマートフォンから

税の学習コーナー 検索



パソコン・スマートフォンから

県税のあらまし 検索



編集に協力していただいた先生 (令和5年3月現在)

横浜市立金沢中学校	主幹教諭	井上 弘毅
川崎市立東高津中学校	教諭	林 高士
藤沢市立滝の沢中学校	教諭	浅野 和也

先生方へ ～租税教室のご案内～

租税教育推進協議会では、次代を担う児童・生徒に税の意義や役割、納税の義務などを正しく理解していただくために「租税教室(出前授業)」への講師派遣を行っています。

講師は、各地区の租税教育推進協議会から派遣しており、講師料は無料です。開催に当たっては、事前にご担当の先生方との打合せを行い、実施方法や講義内容を決定させていただきます。

お問い合わせやお申込みは、最寄りの税務署(総務課)にご連絡ください。



税のシンボルマーク

税金は、みんなが幸せにくらすためにみんなが出しあうお金です。



神奈川県租税教育推進協議会のイメージキャラクター「タッサ」君

※「タッサ」とは、イタリア語で「税」のことです。

企画・編集：神奈川県租税教育推進協議会

問い合わせ先

横浜中税務署 〒231-8550	税務広報広聴官 横浜市中央区新港1-6-1	045-651-1321	藤沢税務署 〒251-8566	税務広報広聴官 藤沢市朝日町1-11	0466-22-2141
---------------------	--------------------------	--------------	--------------------	-----------------------	--------------

※電話は音声案内に従い、「2番」をプッシュしてください。

年 組 名前

(注)本冊子中、各構成項目の計数は、単位未満四捨五入(神奈川県は切捨て)のため、合計と一致しない場合があります。

